

新潟市犯罪被害者等支援条例

逐条解説

令和4年7月

新潟市

目 次

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)	1
第 2 条 (定義)	2
第 3 条 (基本理念)	5
第 4 条 (市の責務)	6
第 5 条 (市民の責務)	7
第 6 条 (事業者の責務)	8
第 7 条 (民間支援団体の役割)	8

第 2 章 推進体制の整備等

第 8 条 (犯罪被害者等支援に関する計画)	9
第 9 条 (犯罪被害者等支援推進会議の設置等)	10
第 10 条 (関係機関等の連携体制)	11
第 11 条 (財政上の措置)	11
第 12 条 (意見の反映)	12

第 3 章 基本的施策

第 13 条 (相談及び情報の提供等)	13
第 14 条 (心身に受けた被害及び影響からの回復)	14
第 15 条 (日常生活の支援及び配慮)	15
第 16 条 (安全の確保)	15
第 17 条 (居住の安定)	16
第 18 条 (雇用の安定)	16
第 19 条 (経済的負担の軽減)	17
第 20 条 (市民等の理解の増進)	18
第 21 条 (教育活動の推進)	18
第 22 条 (人材の育成)	19
第 23 条 (民間支援団体に対する支援)	19
第 24 条 (支援を行わないことができる場合)	20

第 4 章 雑則

第 25 条 (委任)	20
-------------	----

新潟市犯罪被害者等支援条例 逐条解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務並びに民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

《解説》

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族が再び平穏な生活を取り戻すために、住民の日常生活を支えるための施策を展開する身近な行政機関として、本市が果たすべき役割は大きいものと考えます。

この条例は、犯罪被害者等への支援に関する市の姿勢を公に示すとともに、施策と支援の充実を図り、犯罪被害者等を支えることを目的として制定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

《解説》

「犯罪等」の定義を規定しています。

「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強制性交、傷害等、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいいます。

また、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいい、例えば、いじめ、虐待、DV、ストーカー行為、性暴力等が該当します。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

《解説》

「犯罪被害者等」は、犯罪被害者本人だけでなく、その家族や遺族を含みます。

※ 支援に関する具体的施策については、その施策ごとに対象者を規定します。

(3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

《解説》

「市民」は、新潟市に生活拠点等がある者をいいます。

(4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う団体をいう。

《解説》

「事業者」とは、法人・個人の別を問わず、新潟市域内に事務所（店舗）等を持ち、営利目的に限らず事業活動を行うもの全般を指し、業種を指定するものではありません。

(5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解又は配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害又はインターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。

《解説》

二次的被害について、具体的な事例を用いて定義しました。

犯罪被害者等は、当該犯罪の加害者から受ける直接的な被害（一次被害）のほか、第三者からの行為による二次的被害を受ける恐れがあります。

(6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害をいう。

《解説》

再被害と二次的被害とが混同されないよう、明確に規定しました。

同じ加害者から複数回にわたって受ける被害は、再被害です。再被害の恐れから転居する被害者も少なくありません。

(7) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等を受けた被害(二次的被害及び再被害を含む。以下同じ。)の軽減及び回復並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図り, 二次的被害及び再被害を防止し, 並びに犯罪被害者等への市民及び事業者の理解を深める取組をいう。

《解説》

犯罪被害者等を支援するための取り組みをいいます。

「犯罪被害者等支援の推進体制の整備等」については第2章(第8条から第12条まで)で, 「基本的施策」については第3章(第13条から第24条まで)で定めています。

(8) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

《解説》

「民間支援団体」は, 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体など, 犯罪被害者等への支援を行う民間の団体をいいます。

新潟県公安委員会から唯一「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている「公益社団法人にいがた被害者支援センター」, その他の犯罪被害者等への支援を行う民間団体を想定しています。

(9) 関係機関等 国, 本市以外の地方公共団体, 警察, 犯罪被害者等支援を行う公共的団体, 民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

《解説》

関係機関等とは, 国, 県, 他市町村, 警察, 犯罪被害者等支援を行う公共的団体(弁護士会, 医師会, 臨床心理士会, 社会福祉協議会, 保護司会などが考えられます。), 民間支援団体など, 犯罪被害等支援に関係する全ての機関・団体等をいいます。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
 - 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。
 - 4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

《解説》

本条例の基本理念は、『犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）』の理念に基づいています。

個人の尊厳は、憲法に規定されています。すべての人が人間として尊く厳かな存在ですが、犯罪被害者等はその尊厳を著しく損なわれており、その尊厳を取り戻すために、市の施策は犯罪被害者等の尊厳を最大限に尊重し、その尊厳にふさわしい処遇を保障するものでなければなりません。

犯罪被害者等が置かれている状況は個々の事情で差異があり、必要とされている支援内容も異なるため、事情に応じた適切な支援が求められます。

また、犯罪被害者等への支援の過程において、二次的被害や再被害が発生しないよう、個人情報の適切な取扱いについて十分に配慮することとしています。

具体的には、個人を特定する情報を保護し、私生活をみだりに公開されない権利（プライバシー）を守ることにより、心ない第三者からの二次的被害や当該犯罪等の加害者からの再被害を防止するものです。

犯罪被害者等への支援は、時間の経過や生活環境、支援の効果などにより必要な支援内容が変化することが考えられます。犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、途切れることなく継続的に必要な支援を提供しなければならないことを明確にしています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。

《解説》

市の責務を規定するものです。なお、犯罪被害者等基本法の第5条にも「地方公共団体の責務」が定められています。

【参考】犯罪被害者等基本法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、関係機関等との連絡調整を緊密に行うものとする。

《解説》

犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたることから、市は、犯罪被害者等を支援する施策を円滑に実施するために、関係機関等と緊密に連絡調整を行わなければならないことを明記しています。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう努めるものとする。

2 市民は、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

《解説》

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるようになるためには、地域の人々の理解と協力が必要です。国の第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）においても、「犯罪被害者等のための施策の効果は、国民の理解・協力がなければ十分に発揮されない。犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができることから、犯罪被害者等のための施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である。」と明記されています。

犯罪被害者等の立ち直りの妨げとなっている大きな要因として、犯罪被害者等への偏見があります。犯罪被害者等に対する偏見が強い犯罪として、性暴力犯罪、配偶者間暴力、児童・高齢者虐待、ストーカー犯罪、特殊詐欺などがあり、これらの被害者等に対して「付け込まれる隙があつたのではないか」「相手を怒らせるようなことをしたのではないか」「優柔不断な態度をとっているから」などの偏見を持つ人がいます。このような間違つた認識を改めることが重要であり、市民等には犯罪被害者等への正しい認識を持つことが求められます。

犯罪被害者等が地域社会で孤立してしまうことも少なくなく、被害からの回復の大きな妨げになっています。

住民の一人一人が犯罪被害者等支援の担い手としての自覚を持ち、行動することが期待されることから、市民の責務として「犯罪被害者等支援の必要性についての理解」「施策への協力」を明記しています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の雇用及び勤務に十分配慮するよう努めるものとする。

《解説》

犯罪被害者等が犯罪被害による直接的な心身への影響や通院、捜査や裁判手続きへの対応をはじめとするさまざまな事情によって仕事を休まざるを得ない等の場合、職場の理解と協力、配慮が求められます。

加えて、被害に遭う前と同じように働くことができるよう、事業者には職務内容や勤務体制など職場環境の整備に特段の配慮が必要となります。

また、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について従業員との理解を深める機会を設けるなど、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めることを、事業者の責務として明確にしています。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

《解説》

犯罪被害者等のニーズは多岐にわたり、本市を含めた公的機関だけでは対応できないことが想定されます。より多様なニーズに対応した施策を講ずるためには、民間支援団体が専門的知識や経験を生かし、本市の施策に協力することが求められます。

第2章 推進体制の整備等

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第8条 市は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

《解説》

犯罪被害者等を支援する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために、本市が犯罪被害者等支援に特化した計画を策定することを規定します。

3 市は、計画を定め、又は変更するに当たっては、市民、事業者及び次条第1項に規定する新潟市犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くとともに、提出された意見及びその反映状況等を公表するものとする。

4 市は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第8条第1項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、計画の見直しを行う。

5 市は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

《解説》

本市が策定した計画は、市民、事業者の意見を反映し、社会状況の変化、法律の改正などに即して適切に見直し、変更する必要があります。

そのため、市民や事業者が計画の内容や計画に基づく施策の実施状況について把握できるよう、ホームページや広報紙（市報にいがた）などを用いて公表することが必要です。

市民や事業者の声を聴く手段としては、パブリックコメントなどが考えられます。

また、計画の策定や変更については、第9条に規定する附属機関の意見を聴くことも明記しています。

(犯罪被害者等支援推進会議の設置等)

第9条 市は、市長の附属機関として、新潟市犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

- 2 推進会議は、犯罪被害者等支援に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 推進会議は、8人以内の委員で組織する。
- 4 委員は、犯罪被害者等、学識経験者、民間支援団体の意見を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 9 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 10 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

《解説》

犯罪被害者等支援に関する事項について調査審議する市長の附属機関として、新潟市犯罪被害者等支援推進会議を設置することを定め、必要な事項を示しています。

第8条に定める計画を策定する際には、犯罪被害者等、学識経験者、民間支援団体等から意見を述べていただくことが有効であるため委員として規定するものです。

(関係機関等の連携体制)

第10条 市は、総合的な犯罪被害者等支援を関係機関等と一体となって実施するため緊密に連携し、犯罪被害者等が関係機関等のうちいずれのものに支援を求めた場合においても、必要とする支援が同様に受けられるよう努めるものとする。

2 市は、個別の案件の支援を調整するため、必要に応じ、関係機関等と会議を開催するものとする。

《解説》

犯罪被害者等を支援するにあたっては、市の関係部署や警察、民間支援団体などの関係機関等が、情報や犯罪被害者等のニーズを共有し、連携して一体的に実施することが効果的です。

関係機関等のいずれの窓口で犯罪被害者等からの相談を受け付けたとしても、ニーズに応じた最適な支援が同様に受けられるように、連携体制を構築しなければなりません。

さまざまな個別の案件に適切に対応するために、当該案件に関係する機関が適宜情報を共有しながら支援を行います。必要に応じて、市は、関係する機関と会議を開催し、必要な調整を行うことを規定しています。

関係機関等との連携体制を構築することにより、必要な手続きをスムーズに行うことができ、被害者が思い出したくない犯罪被害について何度も説明したり、支援の重複や不足が発生したりすることを防止できるものと考えます。

(財政上の措置)

第11条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

《解説》

犯罪被害者等支援のための施策を策定し、実施することは、犯罪被害者等基本法第5条に定められた地方公共団体の責務です。本市は必要な財政上の措置を講ずるよう努め、施策を推進するものです。

(意見の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

《解説》

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきであり、そのニーズを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って策定、実施される必要があります。

そのため、市は、当事者である犯罪被害者等の意見を聴取する機会を設けるなど、その意見の反映を図ります。

なお、地方公共団体における意見の反映については、犯罪被害者等基本法の第23条に定められています。

【参考】犯罪被害者等基本法

(意見の反映及び透明性の確保)

第23条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、専門的知識又は技能を有するものの紹介等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が犯罪等に起因する法律問題の解決を図ることができるようにするため、弁護士による相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

《解説》

第3章においては、犯罪被害者等支援に関する基本的施策を明記しています。

ここでは、基本的施策のうち、犯罪被害者等からの相談及び犯罪被害者等に対する情報の提供等について、市が総合的な対応窓口を設置することを定めています。

国が実施した平成29年度犯罪被害類型別調査では、犯罪被害者等の求める支援としては、「どのような支援・配慮が必要かわからなかった」、「事件・被害に関する話を聞いてもらう」が大きな割合を占めています。

「必要な情報の提供及び助言」とは、犯罪被害者等が利用できる支援制度に関する情報、関係団体等が行う支援に関する情報、医療機関に関する情報、刑事手続きに関する情報の提供と、それらに関する助言をいいます。

「専門的知識又は技能を有するものの紹介等」とは、犯罪被害者等が有するさまざまなニーズに窓口担当者だけでは対応できない場合や支援に際して専門的知識等を必要とする場合等に、弁護士、臨床心理士等を紹介することをいいます。

また、犯罪等に起因する法律問題の解決を図るための弁護士による相談は、犯罪被害者等の負担を軽減するための重要な施策であると考えます。犯罪被害に関する弁護士相談については、弁護士会や民間支援団体でも支援の制度を設けていますが、本市としても必要な施策を講ずることを規定しています。

(心身に受けた被害及び影響からの回復)

第14条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた被害及び影響から回復できるようにするため、臨床心理士等によるカウンセリング、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

《解説》

犯罪被害者等が臨床心理士等によるカウンセリングを受けられるようにするほか、犯罪被害者等の心身の状況に応じて精神的な被害や影響から回復できるよう、市の保健医療・福祉関係部署がサービスを提供するなど必要な施策を講じることを規定しています。

また、医療費の負担を軽減する施策として、さまざまな医療費助成の制度がありますが、犯罪被害者等が利用していない場合があります。犯罪被害者等の医療費の負担を軽減し、安心して適切な医療を受けられるように、確実に利用につなげることが重要です。

(日常生活の支援及び配慮)

第15条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、家事又は介護を行う者の派遣、一時保育、教育を受けるために必要な支援等、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

《解説》

多くの犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害に加え、医療機関への通院や入院、裁判手続きの対応などにより生活が一変し、それまでできていたことができなくなってしまう場合があります。

犯罪被害者等の置かれる状況は多様であり、日常生活上で必要とする支援もそれぞれ異なります。犯罪被害者等の状況を丁寧に聞き取り、正確に把握した上で、犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援を提供する必要があります。

また、市には、家事や介護の支援、一時保育、就学援助など教育を受けるための支援を行う機能が備わっています。犯罪被害者等の状況に応じて、適切な支援をコーディネートするとともに、日常生活を支援することで精神的な負担の軽減を図ります。

(安全の確保)

第16条 市は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

《解説》

施設への入所による保護については、母子生活支援施設や児童養護施設などへの入所による保護が考えられます。

また、家族や親族が加害者である場合、住民票の写しや税証明の取得などにより、新たな居所が明らかになり、再被害につながる懸念があります。こうした再被害を未然に防ぐため住民票の写し等の請求を制限するなど必要な施策を講じます。

(居住の安定)

第17条 市は、犯罪等、二次的被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、新潟市営住宅条例（平成9年新潟市条例第15号）第3条第1号に規定する市営住宅への入居における特別の配慮、転居費用の援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

《解説》

犯罪被害者等は、特に住んでいる自宅で被害にあった場合、あるいは二次的被害や再被害を受けないようにするために、転居が必要な場合があります。

その際に速やかな居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮や、負担軽減のための転居費用援助など、必要な施策を講じます。

(雇用の安定)

第18条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発活動、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

《解説》

犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響や通院により、また裁判手続きへの対応をはじめとする様々な事情によって仕事を休まざるを得ないことがあります。有給休暇だけでは対応できない場合や、出勤しても被害に遭う前と同じように働くことができなくなる場合もあります。

犯罪被害者等には、休暇等や職場での人間関係について特段の配慮が必要であり、市は、事業者の理解を促す啓発活動を行います。

また、犯罪被害者等が被害に遭う前と同じ職場で働き続けることが難しい場合には、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた就労支援を関係機関等と連携して行ないます。

(経済的負担の軽減)

第19条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、関係機関等と連携し、見舞金の支給等必要な経済的支援等を行うよう努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、犯罪等の被害を受けたため資金を必要とする犯罪被害者等に対し、50万円を超えない範囲で無利子の資金の貸付けを行うものとする。

《解説》

犯罪被害者等の損害回復については、国の犯罪被害給付制度があります。しかし、支給には様々な条件があり、令和3年版犯罪被害者白書によれば、令和2年度は申請から裁定までに要した平均期間は約7か月でした。そのため、犯罪被害者等が本当に困っている時に、簡易・迅速に支給される制度が必要とされています。

本条例では、見舞金の支給の他、当面の生活資金を確保するための貸付を行うことを定めています。

また、市及び関係機関等が行っている経済的支援に係る各種制度について、適切に情報提供することも重要であると考えます。

(市民等の理解の増進)

第20条 市は、関係機関等と連携し、広報活動、啓発活動等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう必要な施策を講ずるものとする。

《解説》

犯罪被害者等の支援や二次的被害防止のため、また、犯罪被害者等に対する偏見を持つことがない社会を築くためには、市民等が犯罪被害者等の支援について理解を深めていくことが重要です。

そのため、市においては、広報紙やホームページ、SNSなどを活用した広報・啓発活動など必要な施策を行なうことを定めています。

犯罪被害者等のニーズは多岐にわたり、本市だけでは対応できないことも想定されます。関係機関等と連携、協力することにより、犯罪被害者等のための施策の効果的な実施が可能となります。

(教育活動の推進)

第21条 市は、学校、家庭及び地域社会の連携の下、犯罪被害者等への理解を深め、二次的被害の防止等のため必要な教育活動を推進するものとする。

《解説》

犯罪被害者等への適切な支援を行なうためには、社会全体で犯罪被害者等を支えることが重要であり、子どもの頃から犯罪被害者等についての正しい理解を深めることが大切です。

学校における人権教育など、教育活動を推進することを規定しています。

(人材の育成)

第22条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

《解説》

犯罪被害者等からの相談に応じ、適切な支援を行なうためには、人材育成研修等を通じ、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性を正しく理解することが重要です。

研修の実施に際しては、犯罪被害者等のための総合的対応窓口の職員だけでなく、犯罪被害者等の支援に関わるその他職員、関係機関等の構成員など支援にかかわる全ての関係者を対象とするなど、職員全体の対応力向上を図ります。

(民間支援団体に対する支援)

第23条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、財政上の措置、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

《解説》

犯罪被害者等の支援を適切かつ効果的に行う上で、民間支援団体による支援活動は不可欠なものです。

民間支援団体が持つ専門的知識や経験を活用し、犯罪被害者等支援の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供、広報啓発への協力、財政上の措置など必要な施策を講ずるものとします。

(支援を行わないことができる場合)

第24条 市は、犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

《解説》

犯罪被害者等が受けた被害にかかる犯罪等について、当該犯罪被害者等により教唆(他人をそそのかして犯罪実行の決意を生じさせる行為)や、ほう助(物質的であるか精神的であるかを問わず、何らかの方法で犯罪の実行を手助けする行為)があった場合、当該犯罪被害者等による過度の暴行や脅迫など当該犯罪等を誘発する行為があった場合など、支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合には、支援を行わないことができることを規定しています。

また、犯罪被害者等が新潟市暴力団排除条例(平成24年条例第61号)第2条第2号及び第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であった場合は、支援を行なわないものとします。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

《解説》

この条例に規定されている事項のほか、施行に必要な事項は規則等で別に定めます。

新潟市犯罪被害者等支援条例 逐条解説

【問い合わせ先】

新潟市市民生活部市民生活課安心・安全推進室

住所 〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話 025-226-1113

ファックス 025-223-8775

E-mail shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp